

入 札 説 明 書

広島県農林水産局農業技術課（広島市中区基町 10-52）

TEL：（082）513-3533 メールアドレス:nougijutsu@pref.hiroshim.lg.jp

業 務 名	令和7年度 スマート農業技術普及業務	履行期間	契約締結日から 令和8年3月31日（火）まで	履行場所	広島県農林水産局農業技術課 （広島市中区基町 10-52）	入札参加資 格確認申請 書提出期限	令和7年5月15日（木） 午後5時00分
技術評価等資料 提出期限	令和7年6月3日（火）	仕様書等に対す る質問提出期限	令和7年5月28日（水）	入札書の 提出期限	令和7年6月3日（火） 午後5時00分	入札方法	持参または郵送等により 提出期限までに入札書を 提出すること。
注意事項							契約事項
1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。 ア 誓約書 イ 入札参加資格確認申請書 ウ 電子データの保存等に関する申出書 エ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行された正本） オ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行された正本） カ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書） キ 納税証明書（「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。）ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。） ※ 令和6年広島県告示第 607 号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61K コンサルティングサービス」の資格を認定されている者である場合は印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。 (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。 (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (4) 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） 2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。 提出先 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁本館 4 階 農業技術課スマート農業推進担当 電話（082）513-3533（ダイヤルイン） メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp 3 技術評価等資料について (1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。 (2) 提出された技術評価等資料は返却しない。 (3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。 (4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。 (5) 提出は持参、郵送等又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、期限までに必着することとする。また、持参、郵送等により提出				する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。 (6) 技術評価等資料の記載事項は原則として全て履行しなければならない。 4 入札について (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。 イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。 ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。 エ 入札者が二以上の入札をしたとき。 オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。 カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。 キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。 ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。 ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。 コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。 (2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 (3) 再度の入札は5回を超えないものとする。 (4) 入札執行について ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。 イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。 ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室 の出入を禁じる。 エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。 オ 入札室には、原則として入札に必要な者以外は入室してはならない。 5 契約書について (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。 (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。 6 その他 落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第4号の2（経費内訳書）の作成及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。			
							添付書類
							■ 公告の写し ■ 入札参加資格確認申請書の様式 ■ 誓約書の様式 ■ 技術評価等資料提出書の様式 ■ 入札書の様式 ■ 委任状の様式 ■ 契約書（案） ■ 仕様書 ■ 仕様書等に対する質問書の様式 ■ 電子データの保存等に関する申出書 ☐ その他〔 〕